

(案)

沖縄県南部保健所総務企画班業務用自動車賃貸借契約書
(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県南部保健所長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、業務用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

(契約の対象物件)

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 車名・年式 : 別紙のとおり
- (2) 登録番号 : //
- (3) 車台番号 : //
- (4) 塗色 : //
- (5) 数量 : //
- (6) 付属品 : //

2 契約締結時に納車ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。ただし、代車対応後、車両については、速やかに納車を行わなければならない。

(契約期間)

第2条 この契約による賃貸借期間は、令和8年9月1日から令和14年8月31日までとする。

(契約保証金)

第3条 乙の契約保証金は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除とする(沖縄県財務規則第101条第1項及び第2項)。

(車両の引渡)

第4条 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立会いのもと、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。

2 前項の規定により引渡を行った後において、仕様書の内容に適合しないものが見つかった場合は、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(賃貸借料)

第5条 車両の賃貸借料は、総額 円(月額 円×72ヶ月)とする。
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円(月額 円)とする。)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項に定める車両の賃貸借契約総額の年度別内訳を以下のとおりとする。

令和8年度	年額	円(月額	円×7ヶ月)
令和9年度	年額	円(月額	円×12ヶ月)
令和10年度	年額	円(月額	円×12ヶ月)
令和11年度	年額	円(月額	円×12ヶ月)

令和12年度	年額	円（月額	円×12ヶ月）
令和13年度	年額	円（月額	円×12ヶ月）
令和14年度	年額	円（月額	円×5ヶ月）

- 3 賃貸借は日割りしないものとする。
- 4 消費税法に定める税率に変動がある場合は、甲乙協議のうえ、これを増減または改定することがある。
- 5 甲は乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該請求金額を支払うものとする。
- 6 甲は、自己の責めに帰すべき理由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合、前項の期間満了の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（費用負担）

第6条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担する。

（車両の保険）

第7条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険を締結するものとする。

(1) 車両保険（自家用自動車総合保険）

保険金額 新規購入時の車両価格（免責金額0万円）

(2) 対人賠償保険 無制限

(3) 対物賠償保険 無制限

(4) 人身傷害保険 5,000万円（1名につき）

（保守点検）

第8条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備

(2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備

(3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理

(4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）

- 2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

（代車の提供）

第9条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたとき乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

（車両の原状変更等）

第10条 甲は次の場合、事前に書面で乙の承諾を得なければならない。

(1) 車両の原状の変更をする時

(2) 車両の使用の本拠地の変更及び保管場所の変更

（賃借権譲渡等の禁止）

第11条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約の解除)

第13条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

3 甲又は乙は、相手方が次の各号に該当するときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、正当な理由なく本契約の条項に違反したとき。

(2) 甲又は乙が、正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(3) 本契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。

(4) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、第13条第4項第又は第14条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条第4項第又は第14条第2項の規定によりこの契約を解除した場合

において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告(警察への協力))

第16条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県南風原町字宮平212番地
沖縄県南部保健所
所長 _____ 印

乙 _____

_____ 印

○ 第2条関係（契約の対象物件）

1 車名・年式 : _____

2 登録番号 : _____

3 車台番号 : _____

4 塗 色 : _____

5 数 量 : 1 台

6 付 属 品 : 以下のとおり
① パワーステアリング
② サイドバイザー
③ ドライブレコーダー
④ ETC
⑤ バックカメラ
⑥ ディスプレイオーディオ
⑦ ドアバイザー
⑧ バックモニター
⑨ フロアマット
⑩ 後席プライバシーガラス

7 その他仕様等 : 別添「仕様書」参照

以上